

## 平成26年4月から消費税が8%に 引き上げに合わせ特別措置が設けられます

平成26年4月1日から、消費税および地方消費税の税率が8%に引き上げられます。

また、今回の引き上げに合わせ、消費税の円滑かつ適正な転嫁(増税分を価格に適正に反映させる)を確保するため、消費税転嫁対策特別措置法によって、次のような措置が設けられます。

### 1. 総額表示義務の特例

現在は、消費税が含まれた総額表示が義務付けられていますが、税込み価格であると誤認されないための措置を講じていけば、税込み価格による表示をしなくてもよいとする特例です。

■税込み価格による表示をしなくてもよい例  
○○円(税抜)、○○円+消費税など

### 2. 転嫁拒否などに関する措置

事業者間の取り引きで、税率の引き上げ分の転嫁を拒んだり、チラシや店頭で転嫁を阻害する表示(例えば、「消費税還元セール」などの表示)を規制する措置を行います。

詳しくは、国税庁ホームページ「消費税法改正のお知らせ(社会保

障と税の一体改革関係」の特集ページ  
(<http://www.nta.go.jp/shirabu/eru/ippani/oho/pamph/shohi/kaisai/201304.htm>)をご覧ください。

### 相談窓口

内閣府では、「消費税価格転嫁等総合相談センター」を設置し、事業者・消費者の方々からの消費税の相談に応じます。

■相談内容 転嫁に関すること、広告・宣伝に関すること、消費税の総額表示に関すること、便乗値上げに関することなど

■電話番号 0570・200・123 ※通話料金がかかります。

■受付時間 土、日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで(26年の3月と4月は、土曜日も受け付けます。)

■メールでの相談 ウェブフォーム(<http://www.tenkaso.jp/tdan.go.jp/#mail>)からも、問い合わせを受け付けています。

## 住民基本台帳カードをつくりませんか



住民基本台帳カード(住基カード)は、セキュリティに優れたICカードです。住基カードは、次のような際に利用できます。

- ①写真付きのものは、公的な身分証明書になり、さまざまな契約の際の本人確認に利用できます。
  - ②住民票の写しの交付や転入手続きの際の本人確認となります。
  - ③住基カードに電子証明書(公的個人認証サービス)を追加すると、電子申請(e-Taxなど)に利用できます。
- カードの交付手数料は、500円です。手続きなど詳しくは、市民課(戸籍住民係)☎・内線1126、1128、1131まで。

## 田山保育所の壁がかわいらしい色に



ピカピカになった田山保育所の外壁

田山保育所の外壁張り替え工事が、10月上旬で終了しました。壁は、クリーム色を基調とし、中心にピンク色のラインを用いた配色に仕上がり、より明るい雰囲気になりました。

この工事は、水力発電所などがある自治体に交付されている電源立地地域対策交付金を利用して行われました。これまでは、松尾地区コミュニティセンター設備整備事業などにも利用されています。